

第1条（目的）

一般社団法人アクション・フォー・コリア・ユナイテッド(以下「当法人」という)は、正会員、賛助会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条（会員の定義）

- (1) 正会員とは、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体である。
- (2) 賛助会員とは、当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体である。

第3条（入会）

正会員に関しては、当法人のビジョンやミッション、事業戦略を理解した上でそれらに賛同し、当協会の実務的な運営に責任を持つ意思と能力があると認められた時、代表理事に申し込み、理事会の承認を経て承認する。

賛助会員は事務局に入会希望を申し入れれば、入会することができる。

具体的には、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に FAX、E-mail、または直接提出することとする。年会費の納入が確認されたことをもって入会とする。

第4条（年会費）

年会費は次のように定める。

- (1) 正 会 員 年会費 1口 30,000 円
- (2) 賛助会員 年会費 1口 10,000 円

尚、年会費の対象期間は、入会月から1年間とする。

第5条（表決権）

総会は、当法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、賛助会員は議決権を有さない。

第6条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき

- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
- (5) 除名されたとき

第7条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

第8条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第9条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第10条（禁止事項）

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。特定の宗教の教義を広めることを目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

第11条（免責）

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとする。当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑また

は損害を与えないものとする。

第 12 条（損害賠償）

（1）会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

（2）会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第 13 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、社員総会の議決を経て、本規約を変更することがある。